


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	納税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>地方税法の改正に伴い、規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税犯則取締法が廃止され地方税法総則に規定されたことに伴い、同法の規定を準用する様式等の改正を行う。</li> <li>・ 法人関係様式の改正及び削除</li> <li>・ その他所要の改正</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>法の規定に則った適正な事務の執行を図ることが出来る。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。